

知多市告示第27号

知多市後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年知多市告示第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(添付書類の省略)</p> <p>第14条 市長は、この要綱により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>	<p>(添付書類の省略)</p> <p>第14条 市長は、この要綱により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>